ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、ニ①出発及び到着エリア毎及び周遊型に対して次のとおりとする。

| 車　種 | ニ①ａ | ニ①ｂ | ニ①ｃ | 周　遊　型 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ３日間利用 | ３日間利用 | ３日間利用 | ３日間利用 | ４日間利用 |
| 軽自動車等 | 4,400円 | 3,800円 | 5,100円 | 3,100円 | 3,900円 |
| 普　通　車 | 5,500円 | 4,700円 | 6,400円 | 3,900円 | 4,900円 |

ハ　実施する期間

平成25年８月20日から平成25年12月19日まで。

ニ　適用インターチェンジ

①　出発及び到着エリア

| | |
|---|---|
| ａ | 高速自動車国道中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、久御山淀インターチェンジは除く。）、高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ及び神戸西インターチェンジ並びに本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。 |
| ｂ | 高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の山陽インターチェンジから玉島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。 |
| ｃ | 高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の志和インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジ及び広島北インターチェンジ並びに一般国道２号（広島岩国道路）の廿日市インターチェンジから大竹インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。 |

②　周遊エリア

高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門インターチェンジから須崎東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの間の各インターチェンジについては、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線の西予宇和インターチェンジ及び大洲北只インターチェンジ、高速自動車国道四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジから大洲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道11号（高松東道路）の津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日まで適用する。）、一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））のいよ小松北インターチェンジから今治湯ノ浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

ホ　適用インターチェンジの特例

以下の走行について、本割引を適用するものとする。

ｉ．ニ①に定めるインターチェンジと高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジを連続して利用する走行。

ii．ニ①に定めるインターチェンジからニ②に定めるインターチェンジまでの走行の間に本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号の淡路インターチェンジから鳴門インターチェンジの間の各インターチェンジ及び本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号の坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジを利用する走行又はニ②に定めるインターチェンジからニ①に定めるインターチェンジまでの走行の間に本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号の淡路インターチェンジから鳴門インターチェンジの間の各インターチェンジ及び本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号の坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジを利用する走行

ヘ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

１．［３］のうち、「平成18年４月１日から平成62年８月29日までとする。」を「平成18年４月１日から平成62年８月27日までとする。」に改める。

別添３を次のとおり改める。

別添３　インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）

中央自動車道西宮線（八日市・西宮間）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 西宮 |
| | | | | | | 尼崎 | 7.0 |
| | | | | | 豊中 | 4.8 | 11.8 |
| | | | | 吹田 | 9.6 | 14.4 | 21.4 |
| | | | 茨木 | 3.2 | 12.8 | 17.6 | 24.6 |
| | | 高槻第二ジャンクション | 7.8 | 11.0 | 20.6 | 25.4 | 32.4 |
| | 大山崎 | 8.3 | 16.1 | 19.3 | 28.9 | 33.7 | 40.7 |
| 京都南 | 7.8 | 16.1 | 23.9 | 27.1 | 36.7 | 41.5 | 48.5 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 京都南 | 高槻第二ジャンクション | 茨木 |
| | 大山崎 | 7.8 | 8.3 | 16.1 |
| 久御山淀 | 3.3 | 11.1 | 11.6 | 19.4 |